

要 望 書

公益社団法人 千島齒舞諸島居住者連盟

私達北方四島の元居住者は、ソ連の不法占拠によって故郷の島々を追われ、それまでに築き上げてきた生活や財産の全てを失いました。

私達は、裸同然での引き揚げを余儀なくされて以来、今日に至るまでの長い年月、筆舌に尽し難い苦難の道を歩みながら、北方四島の日も早い祖国復帰を一心に願い、北方領土返還要求運動の先頭に立って、その使命を果たしてきました。

しかしながら、北方領土問題はいまだに解決せず、懐かしい故郷の土を踏むことなく他界する同胞が増える中、私達の疲労と焦燥は募るばかりとなっています。

私達は、長い期間にわたり、故郷の島々に残してきた財産の利用はもとより、その保全すらできない状況にあることに加え、高齢化が進む中、これからの返還要求運動などは後継者に託さざるを得ない状況にあり、その育成や活動しやすい環境づくりが重要となっています。

私達の切なる心情と置かれてきた特殊な立場を十分にご理解いただき、次に掲げる事項について、早急に次の措置を講じるよう強く要望します。

平成29年3月

公益社団法人 千島齒舞諸島居住者連盟

理事長 脇 紀 美 夫

1. 北方領土の早期一括返還

元居住者の悲願である北方領土の早期一括返還を実現するため、国民世論の更なる結集と国際世論の喚起を図るとともに、日露両国間の信頼関係を強化し、領土問題の解決に向けて、今後さらに強力な外交交渉を進めること。

2. 北方領土墓参・自由訪問事業等の充実と円滑な実施

(1) 北方領土墓参の充実

墓参の機会の拡大をはじめ、毎年、希望する地域で実施できるようにするとともに、さきの調査（平成10年・平成11年）以降、正確な位置が不明となった墓地が生じていること等を踏まえ、墓地の現地調査などを行うこと。

- ・ 墓参事業の実施回数を増加すること
- ・ 長年にわたり立入が制限されている墓地や、近年になって制限されている墓地を含め、すべての墓地（52か所）を対象に、希望する地域で実施できるようにすること
- ・ 墓地の正確な位置や移動ルートの確認などを行うため、現地調査を実施すること
- ・ 消失・破損した標柱や墓石等について必要な修復等を行うとともに、墓地を適切に保全すること
- ・ 移動ルートに海岸浸食や土砂崩れ等が生じている場合、必要な環境整備を行うこと

(2) 自由訪問事業の充実

高齢化に伴い、元居住者とその配偶者の参加が難しくなっていることや、後継者の配偶者等が北方領土に関する理解を深め、返還要求運動等の活動への参加を促進するため、対象者等の範囲を拡大すること。

- ・ 現在、同行者とされている「元島民の子の配偶者、孫及び孫の配偶者」を自由訪問事業の対象者とする
- ・ 「曾孫」を同行者に含めること

(3) 北方領土墓参や自由訪問事業の円滑な実施、参加者の負担軽減

現行の手続の改善をはじめ、訪問地の状況に応じて飛行機を活用することや、訪問地での自由な行動を確保するなど事業の円滑な実施を図るとともに、参加者の身体的な負担を軽減すること。

〈北方四島への移動手段・移動ルート、入出域手続の改善〉

- ・ 空港から陸路で移動可能な目的地であるときの飛行機の利用や、空港がない地域等でのヘリコプターの利用を図ること
- ・ 訪問地への移動ルートを短縮するため、訪問地に近い地点で入出域手続を実施すること
- ・ 訪問地での滞在時間を確保するため、迂回が必要な船舶の航行ルートを短縮できるようにすること

〈島への上陸、訪問地での自由な行動の確保〉

- ・ 交通艇「えとぴりかII」の航行の安全の確保や、島への確実な上陸に必要な機器・設備を整備すること
- ・ 立入が制限されている墓地や元居住地等について、立入や散策など自由な行動を確保すること

〈ゆとりのある日程、新たな訪問方法〉

- ・ 元居住地での散策などに必要な滞在時間を増やすことができるよう、ゆとりのある日程を確保すること
- ・ 元居住地が同じ者のグループや家族単位など、少人数での墓参や訪問が可能となる方法の導入を図ること

(4) 北方四島との交流事業の推進

北方四島の住民との相互理解と友好を深め、北方領土問題解決の環境整備を進めるため、交流事業を適切に推進すること。

3. 元居住者の権益の保護等

北方領土における共同経済活動については、日本の法的立場を害さないことが必要であり、また、共同経済活動に関する国内での検討や日露両国間の協議においては、不動産の所有権や旧漁業権をはじめ元居住者の財産権を侵害することがないように、十分に配慮し、必要な措置を講ずること。

(1) 残置不動産の保護と今後の取扱い

共同経済活動の実施に当たっては、既に四島側の行政府や企業・個人等が占拠し、使用している土地等を含め、元居住者が所有する土地等の残置不動産の現況を把握するとともに、財産権の保護に必要な措置を明らかにするなど、今後の取扱いの基本的な方針等を明確にすること。

(2) 財産権の不行使に関する損失等への措置

北方領土に残してきた不動産は、長年にわたり所有権及び賃借権の権利を行使することができない状態にあることから、その損失等に対する必要な措置を早急に講ずること。

(3) 北方地域旧漁業権に対する補償

北方地域の旧漁業権に対する補償については、北方地域漁業権補償推進委員会が補償措置を要望しており、元居住者の多くが漁業者であること、また、高齢化が進行していることに鑑み、早急に補償措置を講ずること。

(4) 北方領土への外国企業進出等の防止について

北方領土への外国企業の進出及び漁獲操業は、日本の主権及び元居住者の財産権を侵害するおそれがあるので、このような事態の発生防止を図ること。

4. 後継者の育成、活動への支援

今後の活動の中核的役割を担うことが期待される後継者は、仕事を持ち、子供を育てる現役世代である者が多く、時間的・経済的な負担が大きい中、返還要求運動などに取り組んでいる。

このため、より多くの後継者が返還要求運動などに積極的に参加し、活動に取り組んでいくことを促進するため、後継者の育成に関する事業への支援の充実はもとより、北対協融資制度を充実すること。

(1) 後継者の育成、活性化への支援

地域における活動の中核となるリーダーの育成や、地域単位の後継者組織の活性化など、後継者間の連帯意識の醸成に関する取組への支援措置を充実すること。

(2) 後継者が取り組む活動への支援

後継者をはじめ広く青少年等を対象とする啓発活動など、後継者自らが企画し、参加する活動への支援措置を充実すること。

(3) 北対協融資制度の充実

同居等の子又は孫のうち一人に限る（子又は孫に融資資格者がいる場合は除く）とされている承継対象者について、元居住者の子又は孫の全ての者に承継が認められるよう、制度の改正、充実を図ること。